

## 営繕工事設計者選定要綱

### 第1 目的

この要綱は、県が発注する営繕工事の設計及び工事監理業務にかかる設計者（以下、「設計者」という。）選定の手続きに必要な事項を定め、もって良質な県有施設の整備に資することを目的とする。

### 第2 選定方式

設計者は、別表1により、設計競技、プロポーザル、特命又は条件付き一般競争入札のいずれかの方式により選定するものとする。

### 第3 選定手続き

- (1) 設計競技方式による場合は、事案ごとに実施要項を定めるものとする。
- (2) プロポーザル方式による場合は、公募型は事案ごとに実施要項を定めるものとし、条件付き公募型は別に定める実施要領によるものとする。
- (3) 特命方式による場合は、当該建築設計業務を遂行するために必要な特許、著作権、非公開情報等の内容について確認のうえ当該業務に必要な特許等の所有者を選定する他、地方自治法施行令第167条の2（随意契約）により設計者を選定する場合は別途定める設計者評価名簿から1者を選定するものとする。
- (4) 条件付き一般競争入札方式による場合は、「秋田県建設コンサルタント業務等入札制度実施要綱（平成5年3月30日、監一1973）」及び「秋田県建設コンサルタント業務等条件付き一般入札試行要綱（平成20年3月17日、建管一2460。以下、「試行要綱」という。）」によるものとする。

ただし、試行要綱の様式第2号、第3号及び第3号の2中、「TECRIS」は「PUBDIS」に、「照査技術者」は「主任担当技術者」又は「担当技術者」にそれぞれ読み替え、資格の名称欄は入札公告において指定する建築関係の資格に置き換えて運用するものとする。

第4 第3に定める選定の手続きにおいて共同企業体から選定する場合は、「秋田県建設コンサルタント業務等共同企業体取扱要綱（平成20年3月17日、建管一2461）」により取り扱うものとする。

第5 この要綱に定めるものの他必要な事項は、別に定めるものとする。

### 附 則

この要綱は、平成 9年 4月 1日から試行する。

附 則

この要綱は、平成 9年10月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成13年 5月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成14年 4月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年 4月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年 4月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年 7月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年10月2日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成19年 5月 1日から施行する。

2 技術者評価型指名競争入札実施要領は廃止する。

附 則

この要綱は、平成20年 4月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年 5月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年 4月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年 4月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年 4月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年 5月 1日から施行する。

別表1 営繕工事設計者選定方式及び建物用途・設計委託額による区分表 (営繕工事設計者選定要綱第2関係)

選定方式	適用区分	建物区分等	設計者募集方法	設計委託額区分	審査区分
設計競技方式 (コンペ)	・設計テーマを提示して参加者を募り、応募された提案の中から、もっとも優れた提案(図面・模型等)を選定するもの	・本県の将来イメージをアピールし、後世に残る文化的、芸術的資産となる建築物	・一般公募又は指名	・委託額の区分なし	・対象事案ごとに要項及び審査会設置
プロポーザル方式	・設計者に技術提案(発想・解決方法等)を求め、もっとも適切と認められる提案者(設計者)を選定するもの	・県内における同種若しくは類似の設計実績が少なく、又は特異な構想等を具体化するために、設計者に高度な発想、設計能力、豊富な経験等を期待する建築物	・公募型 一般公募 ・条件付き公募型 業務執行能力評価点に基づき、参加条件を公表	・委託額 WTO対象額以上 ・委託額 WTO対象額未満	・対象事案ごとに要項及び審査会設置 ・設計者選定委員会 ・入札審査委員会及び入札審査会
特命方式	・特許、著作権、非公開情報等の特別の理由により設計者を選定するもの ・地方自治法施行令第167条の2により設計者を選定するもの	・著名な建築家、建築設計事務所又は唯一の技術を有する設計者の能力を必要とする建築物	・指名 ・設計者評価名簿から1者を選定	・委託額の区分なし ・委託額 WTO対象額未満	・入札審査委員会及び入札審査会
条件付き一般競争入札方式	・設計者の資格や技術力等について条件を示し、価格競争で設計者を選定するもの	・県内における同種若しくは類似の設計実績が多く、又は基本構想等で設計案が検討されている建築物	・業務執行能力評価点に基づき、参加条件を公表	・委託額 WTO対象額未満	・入札審査委員会及び入札審査会

※WTO対象額とは、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第3条第1項に規定する総務大臣の定める区分及び額のうち、「特定役務のうち建築のためのサービス、エンジニアリング・サービスその他の技術的サービスの調達契約」の区分に定める額とする。